

横浜市福祉のまちづくり条例
新旧対照表

※ 下線部分が改正部分

現行	改正案
<p>(<u>条例</u>で定める特定建築物に関する読替え)</p> <p>第 23 条 <u>第 19 条</u>の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する前条の規定の適用については、同条第 3 号及び第 5 号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p>	<p>(<u>公立小学校等及び条例</u>で定める特定建築物に関する読替え)</p> <p>第 23 条 <u>公立小学校等及び第 19 条</u>の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する前条の規定の適用については、同条第 3 号及び第 5 号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p>

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則
新旧対照表

※ 下線部分が改正部分

現行	改正案
<p>別表第1の2 (省略) (備考) (1 省略)</p> <p>2 <u>条例第19条</u>の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物におけるこの表の適用については、同表の規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p>	<p>別表第1の2 (省略) (備考) (1 省略)</p> <p>2 <u>公立小中学校等及び条例第19条</u>の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物におけるこの表の適用については、同表の規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p>
<p>別表第5 (省略) (備考)</p> <p>1 別表第1 1 建築物の部2の項(令第5条第9号に規定するものを除く。)、9の項(<u>同条第1号に規定するものを除く。</u>)、10の項、18の項、26の項(同条第11号に規定するものを除く。)、30の項から32の項まで、34の項及び35の項に掲げる施設のこの表の規定の適用については、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p> <p>(2及び3 省略)</p>	<p>別表第5 (省略) (備考)</p> <p>1 別表第1 1 建築物の部2の項(令第5条第9号に規定するものを除く。)、9の項(<u>同条第1号に規定する特別支援学校を除く。</u>)、10の項、18の項、26の項(同条第11号に規定するものを除く。)、30の項から32の項まで、34の項及び35の項に掲げる施設のこの表の規定の適用については、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p> <p>(2及び3 省略)</p>
<p>別表第9 (第4条第2項)</p> <p>1 建築物の部 (省略) (備考) (1から20 省略)</p> <p>21 1 建築物の部2の項(令第5条第9号に規定するものを除く。)、9の項(<u>同条第1号に規定するものを除く。</u>)、10の項、18の項、26</p>	<p>別表第9 (第4条第2項)</p> <p>1 建築物の部 (省略) (備考) (1から20 省略)</p> <p>21 1 建築物の部2の項(令第5条第9号に規定するものを除く。)、9の項(<u>同条第1号に規定する特別支援学校を除く。</u>)、10の項、18の</p>

<p>の項（同条第 11 号に規定するものを除く。）、30 の項から 32 の項まで及び 34 の項に掲げる施設については、備考 20(3)及び(5)中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p> <p>（22 から 24 省略）</p> <p>（2 から 4 の部 省略）</p>	<p>項、26 の項（同条第 11 号に規定するものを除く。）、30 の項から 32 の項まで及び 34 の項に掲げる施設については、備考 20(3)及び(5)中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p> <p>（22 から 24 省略）</p> <p>（2 から 4 の部 省略）</p>
<p>別表第 11 （省略）</p> <p>（備考）</p> <p>別表第 1 1 建築物の部 2 の項（令第 5 条第 9 号に規定するものを除く。）、9 の項（<u>同条第 1 号に規定するものを除く。</u>）、10 の項、18 の項、26 の項（同条第 11 号に規定するものを除く。）、30 の項から 32 の項まで、34 の項及び 35 の項に掲げる施設のこの表の規定の適用については、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p>	<p>別表第 11 （省略）</p> <p>（備考）</p> <p>別表第 1 1 建築物の部 2 の項（令第 5 条第 9 号に規定するものを除く。）、9 の項（<u>同条第 1 号に規定する特別支援学校を除く。</u>）、10 の項、18 の項、26 の項（同条第 11 号に規定するものを除く。）、30 の項から 32 の項まで、34 の項及び 35 の項に掲げる施設のこの表の規定の適用については、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p>